

定 款

社団法人 日本支承協会
昭和61年9月16日制定

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本協会は、社団法人 日本支承協会（JAPAN BRIDGE BEARING ASSOCIATION 略号「JBBA」）と称する。

(事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

2. 本協会は、総会の議決を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目 的)

第3条 本協会は、橋梁、高架等構造物の各種支承及び橋梁金物（以下「支承等」という。）に関する技術の調査、研究を行い、我が国の橋梁建設技術の発展と支承事業の健全な発展を図り、もって、公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 支承等に関する技術向上のための、調査、研究
- (2) 支承等に関する、市場の調査並びに諸資料の収集、編さん普及
- (3) 支承等に関し、政府機関、公共団体及び学術団体等に対する意見の具申
- (4) 関係団体との連絡協調
- (5) 支承等に関する、研究、設計調査などの受託事業
- (6) 海外の公共団体及び学術団体等と支承等に関する、研究、設計調査等の交流並びに情報交換の協力
- (7) その他本協会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(種 別)

第5条 本協会の会員は、次の3種とし、正会員をもって民法上の社員とする。

- (1) 正会員 支承等の製造又は販売の事業を営む法人で、本協会の目的に賛同して入会したもの
- (2) 賛助会員 本協会の事業を賛助するため入会したもの
- (3) 名誉会員 本協会に功労のあった者又は学識経験者で、総会において推薦された者

(入 会)

第6条 本協会の会員になろうとするものは、所定の入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2. 法人又は団体の会員にあっては、本協会に対する代表者としてその権利を行使する者（以下「代表者」という。）を定め、会長に届け出るものとする。
3. 会員代表者を変更した場合は、速やかに変更届けを会長に届け出なければならない。

(入会金及び会費)

第7条 正会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2. 賛助会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第8条 会員が次の号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 会員が解散又は死亡したとき
- (3) 禁治産又は準禁治産の宣告を受けたとき
- (4) 2年以上会費を滞納したとき
- (5) 除名されたとき

(退 会)

第9条 正会員及び賛助会員は理事会の議決を経て会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本協会の定款又は規則に違反したとき
- (2) 本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(抛出金品の不返還)

第11条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役 員

(種類及び定数)

第12条 本協会に次の役員を置く。

- | | |
|-----|------------------------|
| 会 長 | 1名 |
| 理事長 | 1名 |
| 理 事 | (会長、理事長含む。) 10名以上15名以内 |

監 事 2名

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において正会員である法人の中から選任する。

但し、理事の内1名については、正会員以外の者から選出することができる。

2. 会長及び理事長は、理事会において理事の互選により定める。
3. 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることはできない。
4. 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
5. 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(職 務)

第14条 会長は、本協会を代表し、会務を統轄する。

2. 理事長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
3. 理事は、理事会を構成し、定款及び総会の議決に基づき、本協会の業務を執行する。
4. 監事は、民法第59条に規定する職務を行う。

(任 期)

第15条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 補欠又は補充により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
3. 役員は辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行わなければならない。

(解 任)

第16条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会において、3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、総会において議決する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められたとき
- (2) 職務上の業務違反その他役員として、ふさわしくない行為があると認められたとき

(役員補欠選任)

第17条 役員に欠員を生じたときは、第13条の規定に準じて選任するものとする。

(名誉会長、名誉顧問、顧問及び参与)

第18条 本協会に名誉会長1名及び名誉顧問、顧問及び参与を各1名置くことができる。

2. 名誉会長は、理事会の議決を経て、総会において推戴する。
3. 名誉会長は、儀礼的な事項について、会長の代行をすることができる。

4. 名誉顧問、顧問及び参与は、理事会の推薦により、会長が委嘱する。
5. 名誉顧問、顧問及び参与は、重要な事項について、会長の諮問に答え又は意見を述べることができる。

(報酬等)

第19条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

2. 役員には費用を弁償することができる。
3. 前2項について必要な事項は、総会の議決を経て会長が別に定める。

第4章 総 会

(種 別)

第20条 本協会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構 成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権 能)

第22条 総会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) その他本協会の運営に関する重要なこと

(開 催)

第23条 通常総会は、毎年1回、事業年度終了後75日以内に開催する。

2. 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め召集の請求をしたとき
- (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により、召集の請求があったとき
- (3) 第14条第4項の規定により、監事から召集の請求があったとき

(召 集)

第24条 総会は会長が招集する。

2. 会長は、前条第2項の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
3. 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会の議決は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第28条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2. 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員の現在員数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者及び表決委任者の場合にあつては、その旨を付記すること)
- (3) 審議事項及び決議事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(種類及び開催)

第32条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種類とする。

2. 津上理事会は、毎年2回開催する。

3. 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 理事現在数の3分の1以上から、会議の目的である事項を記載し

た書面をもって、召集の請求があったとき

(3) 第14条第4項の規定により、監事から召集の請求があったとき

(召 集)

第33条 理事会は、会長が招集する。

2. 会長は、前条第3項第2号又は3号に該当する場合は、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。
3. 理事会を召集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議 題)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第35条 理事会には、第26条から第29条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」及び「正会員」とあるのは、それぞれ「理事会」及び「理事」と読み替えるものとする。

第6章 財産及び会計

(財産の構成)

第36条 本協会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(財産の管理)

第37条 本協会の財産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て会長が別に定める。

(経費の支弁)

第38条 本協会の経費は、財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第39条 本協会の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会において3分の2以上の議決を経て、建設大臣に届け出なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第40条 前条の規定にかかわらず、やむをえない理由により予算が成立しないときは、会長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収入支出

することができる。

2. 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第41条 本協会の事業計画及び決算は、毎会計年度所領後、会長が事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、総会において3分の2以上の議決を経て、その会計年度終了後3ヶ月以内に建設大臣に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えるものとする。

(長期借入金)

第42条 本協会が資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において3分の2以上の議決を経、かつ、建設大臣の承認を得なければならない。

(会計年度)

第43条 本協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、建設大臣の許可を得なければ変更することができない。

(解散)

第45条 本協会は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び第2項第2号の規定によるほか、総会において正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、建設大臣の認可を得て解散する。

(残余財産の処分)

第46条 本協会の解散のときに有する残余財産は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、建設大臣の許可を得て、本協会と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

第8章 事務局

(設置等)

第47条 本協会の事務を処理するため、事務局を置く。

2. 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3. 事務局長及び職員は、会長が任免する。

4. 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別

に定める。

(備え付け帳簿及び書類)

第48条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動にかんする書類
- (3) 理事、監事及び職員の名簿及び履歴書
- (4) 許可、認可等及び当期に関する書類
- (5) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (6) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
- (7) 財産及び負債の状況を示す書類
- (8) その他必要な帳簿及び書類

第9章 補 則

(委 任)

第49条 この定款に定めるもののほか、本協会の運営に必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

1. この定款は、本協会の設立許可のあった、日から施行する。
2. 本協会の設立当初の役員は、第13条第2項及び第2項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところとして、その任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、昭和62年度に開催する通常総会の日までとする。
3. 本協会の設立初年度の事業計画及び予算は、第39条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
4. 本協会の設立初年度の会計年度は、第43条の定める規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和62年3月31日までとする。
5. 本協会の設立により、日本支承協会の会員は第6条第1項の規定にかかわらず、許可日から本協会の正会員となる。
6. 本協会の設立により、日本支承協会のすべての権利及び義務は、本協会が包括的に承継する。